

船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会設置要綱

平成16年6月1日制定

平成27年4月1日一部改正

令和2年8月11日一部改正

令和7年12月5日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定に基づき、廃棄物処理施設の設置及び維持管理の計画に関する事項等について専門的意見を聞く場として設置する、廃棄物処理施設設置等専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 委員会の会議は、委員長が次条に掲げる事務を行うために必要と認める場合に招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 前項の規定にかかわらず、委員会の会議は、書面による審査に替えることができる。この場合、意見の聴取は意見書の提出を求めて行うものとする。

4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定により意見を求められた場合に、検討し、意見を述べること。

(2) 船橋市廃棄物不適正処理箇所対策検討委員会設置要綱（平成15年8月1日施行）に基づく廃棄物不適正処理箇所対策検討委員会から、廃棄物の不法投棄等の処理方法等及び業務の実施に必要な事項について意見又は助言を求められた場合に、検討し、回答すること。

- (3) その他、廃棄物処理に関して市長が必要と認める事項について検討し、意見を述べること。

(構成等)

第5条 委員会は、委員5人以内で構成する。

- 2 委員は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の専門分野は、廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭を含むものとする。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(現地調査)

第6条 委員会は、調査審議するため、必要に応じ現地調査を行うことができる。

- 2 現地調査は、委員長の指示により行う。

(会議録の作成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部廃棄物指導課において処理する。

(公務災害補償)

第9条 委員の職務上（通勤途上を含む）生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年12月5日から施行する。